

平成 28 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
-

平成 28 年 6 月 2 日 (木曜日)

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成28年6月2日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時44分開議（実時間104分）

○本日の会議に付した案件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

（基本構想（たたき台）について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前垣信三君
副委員長 幸村香代子君
委員 亀田英雄君
委員 友枝和明君
委員 成松由紀夫君
委員 野崎伸也君
委員 橋本幸一君
委員 橋本隆一君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 村上光則君
委員 山本幸廣君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 岩本博文君
新庁舎建設課長 谷脇信博君
新庁舎建設課 辻雅彦君
新庁舎建設係参事
企画振興部長 福永知規君

○記録担当書記

岩崎和乎君

松本和美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前垣信三君） おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開会いたします。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査について

（基本構想（たたき台）について）

○委員長（前垣信三君） それでは、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、基本構想（たたき台）についてを議題といたします。

本日の議題に入ります前に、まず、前回の本委員会における協議内容について確認をいたします。

本件につきまして、基本構想案のパブリックコメントを実施するに当たり、本構想のたたき台に対し意見等がある場合は、たたき台の原文とあわせて本構想案に掲載した上で行うものとする。なお、本構想のたたき台に対する委員からの御意見については、5月27日までに執行部に提出いただき、それらの御意見をもとに執行部が作成した本構想案を本日の委員会で協議する旨、確認いたしております。

よって、本日は各委員から提出いただいた御意見をもとに執行部が作成いたしました本構想案について御協議いただきます。

なお、本構想案につきましては、本委員会の資料として事前に各担当箱に配付いたしておりますが、まずは本資料について、執行部より説明いたさせます。

谷脇新庁舎建設課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の谷脇です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元にもあるかと思いますが、八代市新庁舎建設基本構想案としまして、今度パブリックコメントに出しますものの御説明をさせていただきます。A3判の27枚つづりのやつがそれでございます。

で、また、お手元のほうには、3部、資料1、資料2、資料3と書かれました各委員さん方からの御意見のほうを置いております。

今回は、こちら、資料1、資料2、資料3に書いてありますことがちゃんとこのパブリックコメント用の基本構想に反映してあるかどうかの確認を含めまして、お願いしたいと思ひまして、原文をそのまま置いております。よろしくお願いたします。

また、パブリックコメント、——あ、済みません、基本構想を中を見ますと、A3判の左側が市民検討委員会からの御意見と、向かって右側のほうが、それぞれの両論を併記してあります委員さん方の御意見ということでしております。

委員意見1、2、3とございますが、こちらは、そのページに仮に3人さん名前がない場合は、その前が委員3であっても委員2というような表示になってます。要は、2つあれば、上からこうして1、2、3つあれば、上からこうして1、2、3というふうな表示になっておりますので、よろしくお願いたします。

では、内容のほうを説明いたします。

まず、表紙でございますが、今回の経緯につきまして、市民の皆様へに概略を御説明させていただきます。

八代市新庁舎建設市民検討委員会による基本構想をもとに、八代市議会の新庁舎建設に關す

る特別委員会で審議いただきました。その結果、市民検討委員会の原案に賛成する集中型の意見と、千丁支所や鏡支所、鏡保健センターなど4カ所に本庁機能を分散する分散型の意見に分かれました。したがって、今回のパブリックコメントは、両論併記の上で御意見をいただきます。市民の皆様への積極的な御意見をお待ちしております。

と、下のほうに、御不明な点等ございましたら、財務部新庁舎建設課、電話番号45-5523までお問い合わせくださいということで記載させていただいております。

では、1ページめくっていただきまして、目次でございます。目次はもうそのままでございます。

そして、ページにしまして1ページ。1ページにつきましては、右側のほうに、特別委員会委員からの意見としまして、どなたも御意見ございませんでしたので、原案どおりという表現で書かせていただいております。

2ページ目も同じく、原案どおりでございます。

3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、それぞれ原案どおりでございます。

続きまして、7ページ、現庁舎の課題になります部分の上段でございますが、庁舎の分散化による利便性や業務効率の低下というところの部分につきまして意見がございましたので、両論併記をさせていただきました。

まず、特別委員会意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき台）の内容を尊重しますという御意見と、もう一つが、今申しました、業務効率の低下の部分に追記で、広大な八代市域や人口分布、今後の人口動態を考慮し、市民への行政サービスが偏らないよう、各支所や地域公民館機能の充実とあわせ、職員の移動時間削減に向け、テレビ会議の導入など、さらなるICT化が望まれる

ということの御意見ございましたので、そのまま記載させていただいております。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、8ページでございます。こちらは原案どおりでございました。

9ページも原案どおりです。

そして、10ページになります。

10ページでは、新庁舎建設の考え方としまして、項目でございます。その中の新庁舎建設の方針というところで、現在の本庁敷地内に、行政機構・組織を集約配置する本庁方式の新庁舎を建設するという部分につきまして、それぞれ御意見ございました。

まず、御意見、特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき台）の内容を尊重しますという御意見、それと、特別委員会委員意見2としまして、先ほどの文言を、厳しい財政状況にある本市において、新庁舎を建設するに当たっては、既存の施設、庁舎を利用しながら建設費用を抑え、行政サービスを提供するという、また、熊本地震により明らかになった災害対応の強化の必要性により、一極集中のリスクを分散することが適当であるということから、本庁方式分散型とするという標題にしたらどうかという御意見。

そして、特別委員会委員意見3としまして、現在の本庁敷地内に行政機構・組織を集約配置する本庁方式にも、将来対応できる新庁舎を建設するという御意見がございました。

また、その標題の中の本文中に、委員会委員意見2としまして、文言の訂正といえますか、を差しかえたらどうかという御意見があります。内容は、本庁方式分散型による庁舎建設では、集中型と比較して、建設費用を抑えることができ、市の財政に負担をかけないということが最大のメリットである。したがって、災害時の拠

点として、本庁に集約するより、機能を分散させることでリスクを分散し、市民の安心の拠点となる。また、地域の活性化にもつながり、経済効果も期待できるということが効果としてある。部署が分散するというにより懸念される市民に対する行政サービスの低下については、各種申請や証明書の発行、納税などがコンビニエンスストアや出張所などで可能となっていることを含め、また、さらに充実させることにより、代替手段は確保できると考えるという文章に変えたらどうかという御意見でございます。

続きまして、下段のほうでございます。

標題が、新庁舎は市民のための市民にやさしい庁舎とするという部分につきましてでございますが、こちらに対しましては、——済みません、1個飛び抜かしました。意見3としまして、追記、済みません、先ほどの現在の庁舎の敷地に行政機構や組織を集約するという部分につきましての追記でございます。

追記としまして、特別委員会委員意見3としまして、しかし、現状の市域人口分布や今後20年間は活用が見込める千丁支所や鏡支所、鏡保健センターの空きスペースを十分に考慮し、新庁舎の面積や規模を決定し、建設費を極力抑えるものとするということを追記したらどうかという御意見でございました。失礼しました。

続きまして、先ほど申しました、新庁舎は市民のためのやさしい庁舎とするという部分でございますが、こちらのほうで、意見2としまして、標題を新庁舎は、全ての市民のために利便性の高い庁舎とするというふうに変え、内容を新庁舎は市民への適切なサービスを提供する施設であり、使いやすくわかりやすいものとする。そのサービスを提供するためにどのような機能、空間、環境が必要かを重点に新庁舎建設を進めるという文章。

そして、次、可能な限り仮設庁舎をつくらないで新庁舎を建設するというところでございます

が、その部分につきまして、文言の差しかえの案としまして、同じく特別委員会委員の意見の2として出ております内容でございますが、熊本地震で現庁舎の使用が不可能となったことにより、新庁舎完成までの現庁舎の北側駐車場に適正規模のプレハブによる仮設庁舎を建設する。よって、現庁舎の解体を早め、建設地とすることにより、当初予定していた文化財調査の予算削減が可能となるという文言でございます。

続きまして、11ページは原案どおりでございます。

12ページも原案どおりでございます。

13ページ、こちらは新庁舎建設の理念と方向性という部分でございます。新庁舎建設の理念としまして意見が出ておりますので、両論併記でさせていただいております。右側です。

特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき台）の内容を尊重しますという御意見。

そして、特別委員会委員意見2としまして、内容の変更等が出ておまして、内容は、さらにこれからの庁舎は現庁舎が抱えている根本的な課題の解決や業務の効率化により、多様な市民のニーズに適切に応えていくことが最大の役割である。さらに、市民と行政が協働でまちづくりに取り組む中核的な場となって、市民とともに八代の未来を開拓していくという役割も求められる。

また、市民ニーズに的確に応えていくこと、特に高齢化社会に対応していくには、支所や出張所を活用し、市民の身近な要望や課題が解決できることが有効であり、本庁舎はその役割も担いながら、全体的な方向性を示す司令塔の役割を果たすことが求められる。

そして、ポツの3つ目です。市民と行政の協働のまちづくりの中核として、八代の未来を開拓していくという役割は、本市が持つ歴史、文化の情報を発信できる機能や市民が集いやすい

環境づくり、中心市街地を含めた地域経済活性化の拠点機能などを盛り込むことも考えられるという文章に差しかえてはどうかという御意見でございます。

同じく、その項目の下の方の内容でございますが、以上を踏まえ、八代らしさをあらし、全ての市民の安心安全の拠点となって、末永く親しまれる庁舎を目指し、庁舎建設の理念を次のとおりとするというふうにまとめられております。

その下でございます。八代の過去と未来を結ぶまちづくりと安全の拠点という部分でございますが、タイトルの変更の案が出ておまして、八代の歴史と文化を大切にしまちづくりと、全ての市民の安心安全の拠点としたらどうかという御意見でございます。

その内容でございますが、新庁舎の方向性として、新庁舎建設の理念や市民のための市民にやさしい庁舎を目指すという方針を踏まえ、新庁舎の目指す方向性を次のように掲げるという文言を、新庁舎の方針、理念に基づき、新庁舎の目指す方向性を次のように掲げる。

で、修正でございますが、市民にやさしい庁舎という部分を、市民のニーズに応える庁舎、そして、最後のほうにございます市民に親しまれる議会庁舎という部分に追加で、市民に親しまれる議会庁舎（2）ということで、そこを2段立てにしてはどうかという御意見でございました。

続きまして、14ページでございます。

14ページは、同じく新庁舎建設の考え方として、市民にやさしい庁舎という部分でございます。そして、そこ、それと、その下が変化に対応できる庁舎ということがございまして、こちらにも意見が2つ出ておりましたので、併記させていただきました。

特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき

台)の内容を尊重しますという御意見、そして、特別委員会委員意見2としまして、その、親しみやすく機能的な部分の表現で、また、行政組織内の連携向上や組織改革に柔軟に対応し、行政サービスの質的向上に努めるという文章にしたらどうかという御意見。そして、追記で、また、将来の支所建てかえ時においては、分散した機能を見直し、その時代に即した配置とするという文言を追加したらどうかという御意見でございました。

続きまして、15ページでございます。

15ページも同じく新庁舎建設の考え方でございまして、その中の災害対策活動の拠点という小項目の中に追記したらどうかということで、合計3意見出ております。

まず1つが、特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想(たたき台)の内容を尊重しますという御意見と、特別委員会委員意見2としまして、追記で、あわせて、広大な面積を持つ本市の迅速な災害時対応のため、支所における機能と設備を充実させ、本庁舎の災害対策本部と連携できる体制をとる。また、本庁舎機能が麻痺した場合に、代替的機能をも果たせるものとするという御意見。もう一つ追記の御意見ございまして、特別委員会委員意見3としまして、災害対策の拠点は必要だが、国が推進する政府機関の地方移転の考え方であるリスク分散を手本とし、これまで以上に千丁支所、鏡支所を災害時バックアップ施設として機能の充実を新庁舎建設と同時に進めるという御意見でございました。

続きまして、16ページでございます。

同じく新庁舎建設の考え方でございますが、こちらにも意見が2つございまして、下段でございます。歴史と景観に調和した庁舎という小項目の中で、そのタイトルから変わっております。意見、それぞれ申し上げます。

まず、特別委員会委員意見1としまして、市

民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想(たたき台)の内容を尊重しますという御意見。そして、特別委員会委員意見2としまして、タイトルを歴史と文化の発信拠点となる庁舎というふうに変える。そして、下の説明文でございますが、その機能を、八代城址や松浜軒、神社など、近隣の文化的建造物との調和を図り、それらが感じられる庁舎とする。また、木材やイグサ、和紙、石灰石など、地域由来の地元産材を積極的に活用し、八代らしさを創造するという文言でございます。

次、17ページに参ります。

17ページにも意見が3本出ております。

出ております部分は、市民に親しまれる議会庁舎の部分でございまして、追記がそれぞれ2種類出ておりますので、3つの御意見を申し上げます。

まず1つ目が、特別委員会委員意見1でございまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想(たたき台)の内容を尊重しますというものと、特別委員会委員意見2としまして、追記で、市民に親しまれる議会庁舎(2)としまして、現在の議会棟は必要な改修を加えて利用するものとする。できる範囲の中で、傍聴者の利便性を高めることや市民開放などを検討するという文言を追記するというものと、特別委員会委員意見3としまして、追記で、現在の議会棟を耐震補強して活用するか、新庁舎と一体となった整備を行うかについては、費用対効果を十分に考慮して決定するという文言となっております。

続きまして、18ページでございます。

18ページは、新庁舎の機能として出ております。その中の基本機能の部分で修正案が出ております。両方とも読みます。

まず、特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想(たたき台)の内容を尊重しますというもの

と、特別委員会委員意見2としまして、基本機能が不十分と考えられるため、必要な機能を確保した上で、新庁舎、千丁支所、鏡支所、鏡保健センターにその機能を分散して設置するという文言に差しかえるというものでございます。

続きまして、19ページでございます。

19ページは、新庁舎の機能を図式化したページでございます。こちらの基本機能のところは追記ということで上がっております。

それでは、2つの意見を申し上げます。

特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき台）の内容を尊重しますという御意見。そして、特別委員会委員意見2としまして、新庁舎、千丁支所、鏡支所、鏡保健センターに分散するという文言を追記したらどうかという御意見でございます。

続きまして、20ページでございます。

20ページは、項目としまして、庁舎規模の設定のところでございます。ここでも意見が出ておりますので、それぞれ読ませていただきます。あ、庁舎規模の設定です。はい。読ませていただきます。

まず、特別委員会委員意見1としまして、市民検討委員会が作成した新庁舎建設基本構想（たたき台）の内容を尊重しますという御意見。そして、特別委員会委員意見2としまして、読み上げます。

新庁舎の規模は、庁舎規模算定の一般的な方法である総務省の起債対象事業算定基準（以下、総務省基準という）を用いて算定する。基本的な機能のうち、千丁支所、鏡支所、鏡保健センターの床面積に収容できる人員を配置する。その場合、その施設に配置するに合理的な機能であることを考慮する。そして、その部分を差し引いた機能を新庁舎に配置する。これに、付加的な機能に対する床面積を別途加算したものとする。（「加算」と呼ぶ者あり）なお、総務省

基準は、執務する職員数をもとにして標準的な面積を算出するものであるため、職員数の設定について、「設定」と呼ぶ者あり）初めに検討を行うこととした。（「算定って言った。設定」と呼ぶ者あり）あ、済みません。職員数の設定について、初めに検討を行うこととしたということでございます。

続きまして、職員数の想定という項目の中で御意見出ております。

内容を読み上げます。

人口の減少に応じて市職員数の減少を検討していく必要がある。行政ニーズの多様性にどのように対応していくかは、職員数の確保のみで決まるものではなく、質の向上が不可欠である。それは、職員総数の変動がないにもかかわらず、正規職員数が減少し、臨時職員など、非正規職員はふえていることにも問題がある。必要な職員数を正規雇用とし、安定的な職務遂行ができる環境をつくるのが、職員数を減らしても質の高い行政サービスを提供することにつながる。

あわせて、引き続き、積極的なアウトソーシングを行い、民間のノウハウの活用を進めていく。

昨今、地方自治体への権限委譲に伴い、市の業務量が増加傾向にある。部課内、支所、出張所ごとの業務量、勤務実態を把握し、適正な人員配置を行うことによって対応できるよう進めていく。

次が、今回の新庁舎建設に当たっては分散型で進めるが、将来にわたって拘束するものではない。特に、支所の建てかえ時期においては、そのときの支所の役割や職員数なども勘案し、本庁のスペースの中に移動することも十分に考えられる。そのように柔軟に対応していくことがより現実的であるという文言でございます。

また、特別委員会委員意見3としまして、以上を踏まえつつも、行財政改革による職員の削減方針を明確にし、取り組むこととする。また、

今後20年は活用が見込める千丁支所と鏡支所、鏡保健センターの空きスペースを最大限活用した職員配置を模索し、残りの職員数を算定基礎として、——ごめんなさい。残りの職員数を算定基礎として（「基礎」と呼ぶ者あり）算定基礎とし、失礼しました。算定基礎とし、新庁舎の規模を設定するというごさいます。失礼しました。

そして、表でございすが、職員数の表でございす。こちらにつきまして、特別委員会委員意見2としまして、分散型でございすが、合計547人ということで、もともとの原案799人に対しまして、547人という修正案が出ております。

続きまして、21ページでございす。

こちらは、20ページの総務省基準の算定方法が掲載され、記載されておりますが、今まで申し上げました内容に基づきまして、いろいろと検討なされた、これまでに検討がなされた結果が出ております。

この表につきまして申し上げます。

表の上の段、特別委員会委員意見1としまして、本庁集中型、こちらは執行部のほうが小さく見積もった場合につきまして、ちょっとそれでは面積が小さいんじゃないのかというような御指摘をいただきまして、上がってまいりました意見、そちらを数値化したものでございす。当初、原案では、全ての庁舎の面積を2万3500平米としておりましたものを、見直しで2万495平米ということでしたときの算式が入っております。

下段、特別委員会意見2としまして、こちらは、千丁支所、鏡支所への分散型としまして出ております。最終的に合計の面積は、1万5493平米でございすが、現在の既存の議会棟を活用するという考え方でございまして、その分の議会棟3093平米を差し引きました1万2400平米の考え方、新庁舎建設の考え方を

表記したものでございす。

次の22ページでございす。

今、申し上げました考え方に基づきまして、本文の内容が変わりましたので、その部分を訂正しております。

まず、先ほど申しました2万495平米の考え方でいきますと、こちらが特別委員会意見1の本庁集中型としまして、職員1人当たりの床面積が、それまで29.4平米でしたのを、原案では29.4平米でしたのが、25.7平米になると。

そして、特別委員会意見2の千丁支所、鏡支所等への分散型としましては、職員1人当たりの床面積が、原案29.4平米から28.3平米になるということになります。

それに基づきまして、下段の、表の下段でございすが、その面積の訂正をさせていただいております。

なお、下のほうの段の1万5493平米は、既存の議会棟を含んだ面積でございす。

続きまして、23ページでございすが、こちらは、今後、ここに記載しましたことにより、スケジュールが変わりますことから、こちらのほうにつきましては、もう意見なしということで、そのままにしております。

そして、24ページでございす。

24ページは、新庁舎の考え方の中での資金計画の内容でございす。

原案では、庁舎の規模が2万3500平米ということで、建設工事費約117億、その他の工事が10億、その他の経費が7億で、合計134億円ということで出ておりました。

また、その財源内訳としましては、合併特例債を約97億円、庁舎建設基金などが約26億円、そして、一般財源が約11億円ということで、トータル134億円が出ておりましたが、特別委員会意見1としまして、集中型のほうでは、建築工事費が103億円。こちらは面積が

2万495平米でございます。そして、その他の工事が約10億円、その他の経費が7億円、合計120億円。で、その財源としまして、合併特例債が約83億円、庁舎建設基金などが26億円、そして一般財源は約11億円の合計120億円でございます。

また、特別委員会委員意見2としまして、千丁支所、鏡支所などへの分散型としまして、建築工事費が約71億円、その他の工事費が約10億円、その他の経費が7億円の合計約88億円。その財源としまして、合併特例債が約53億円、庁舎建設基金などが約26億円、そして一般財源が約9億円で、合計88億円、約88億円となっております。

続きまして、最後でございますが、25ページにつきましては、御意見なかったので、原案どおりとさせていただきます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○委員長（前垣信三君） はい。ただいま執行部から、基本構想は委員各位から提案をいただいた内容に従いまして、A3の用紙に、左が前回の分、右が委員会の意見という形の御説明がございました。

皆様方のお手元に、資料1、2、3というのが置いてあると思いますが、基本的に資料1につきましては、各説明の中で、委員からの意見1ということで古嶋委員、橋本委員、増田委員、成松委員、橋本隆一委員、5名からの意見として、基本的には左の部分ですね、これでいいんじゃないかという意見です。それが、右側の特別委員会委員意見1という形で記載がなされております。

で、あと、2、3につきましては、各委員が訂正なり、追加なり、申し入れをされた部分についての資料であります。

提出をされた委員さん方、今の説明の中で、自分たちの意見が反映されているのかどうかのまず確認をお願いをしたいと思います。

御意見ございますか。

○委員（橋本隆一君） 確認で申しわけないんですが、委員1の意見として、そのとき書いてない場合ですね、今、きのう、これ、いただいて、ちょっと後で自分たちの、自分のですね、私自身もちょっとこう意見として、また要望として述べたいなちゅうことを思い当たったんですけれども、そのことは、きょうは述べてはよろしいんですかね。

○委員長（前垣信三君） 基本的には、この前は日程を区切って出しておりますので、皆さん方がどういう判断をなさるのかはわかりませんが、あくまでも、このたたき台は期限までに提出をいただいたということにさせていただきます。

○委員（橋本隆一君） はい、わかりました。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。ここに基本構想案というのがきょう出されたんですよ。で、基本構想たたき台というのが、っていう文言があったと思うんですよ。で、どこまでが基本構想のたたき台で、なのか。で、今度出されたのは、パブリックコメント用ならパブリックコメント用と、こう表記したほうがはっきりわかってじゃなかかなというふうに思うんですが。これ、基本構想案としてしまえばですよ、案ばとれば基本構想になってしまうわけだけれんが。ちょっとわかりにくくかっちゃなかろうかという気のすつとですが。

○委員長（前垣信三君） 執行部。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。（委員亀田英雄君「そっでよかっかな」と呼ぶ）はい。そういうふうにしたほうが、見られる方は迷わないと思います。

で、訂正させていただきますよろしいでしょう

か。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） どのように訂正されるんですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。標題のところに、八代市新庁舎建設基本構想（パブリックコメント用）でよろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。たたき台というのはどこに。もう終わつとですか、ここで。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。両論併記の中にたたき台という言葉がありますんで、たたき台も間に入れたいと思います。

ですから、基本構想（たたき台）パブリックコメント用というふうにしたいと思います。

○委員（亀田英雄君） 橋本委員の話とちょっと重なるんです、——ちょっと重ならぬとか。基本構想たたき台意見書って、資料1の部分ですね。で、これはもう全般に通じた話だろうと思うとですよ。で、こん表記の仕方が、こん、2と3の出してきたところに1を表記するて話なんですかね。これはもう全般に、もう全てオーケーですよという意味の1なのか。対案が出てきたけん表記したていう話なのか。そこだけにこう意見を出されたのか、その辺がちょっとわかりにくいですね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。冒頭にちょっと御説明が足らなかったと思います。冒頭に申しましたのが、何も御意見がなかったものについては、それぞれ皆さんが市民検討委員会の意見を尊重するという御意見、要は、何もそれ以外の異論はないよという御意思だというふうに判断しまして、原案のとおりということをしました。

そして、ほかの意見が出てきたときにだけ、両論併記で、いや、そのまま結構なんだという意見と、いや、こうすべきなんだという意見がありましたというために、それぞれ出してあります。

○委員（亀田英雄君） わかりました。何となく。なら、全部書けばっていう話。ちょっと、ちょっと違和感のあったもんですから質問してみました。

そしてですね、特別委員会からの意見ということで、1は結局、134億じゃなくて、120億の部分ですよ。で、若干減少されとつと。で、その減少されとる理由というところがどこにも出てこぬもんですけん、そこも表記したほうがいいんじゃないかなと。どこかにあったほうがいいんじゃない。まあ、要らぬおせっかいですが。ていうことを思いましたが、何かのことがあって、減少されたんでしょけん、そこんかっとはおかしかつちやなかるうかなというふうに思ったもんですから、さっきの全般に通用する話じゃなかつたかということ言わせてもらったんですが。

○委員長（前垣信三君） はい。21ページから22ページを開け、飛んで22、24かな、21、22、24に関してが、そのあたりの意見の分かれた部分に対する右側の説明かなとは思います。

で、基本的にですね、皆さん方にお諮りをいたしたいのは、この構想、大半について、5名の方から出ております意見1、その他の部分について意見2、3が出ております部分をどういった形でこの原案に反映するものなのか。ま、基本的にはこのとおりパブリックコメントにかけて、そして、最終的には、市民検討委員会などの経過を経て市長部局から最終の形で提案をされるものが一番重要なことだと思うんですね。で、今回の委員会も含めて、これから、この内容について、例えば、訂正する部分はこういうのでどうかという詰めをしていったら、かなりの時間がかかると思うんですね。

ですから、あくまでもこれは意見としてこういう形で載せて、パブリックコメントに諮るという形が一番、委員長としては適切だと思います。

すが、皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 異論はないんですけど、何ページだったかな、財源のところではちょっとありました。24ページですが、委員意見1のところ、合併特例債が83億、委員2のところ、合併特例債が53億ですが、ちまたの話じゃ、その合併特例債が当てにならぬと、そういう話も聞きますんで、こういうところは、しっかりその合併特例債、あるいは合併特例債の制度、あるいは交付金の、交付税の仕組み等をちょっと、下段でもいいから書いていただいたほうがいいと僕は思いました。判断材料としてです。

○委員長（前垣信三君） はい。当委員会の委員さん方の総意として、新庁舎はつくるんだと。で、合併特例債は使うんだという理念は、考え方は一緒だと思います。

今、古嶋委員さんがおっしゃったみたいに、この資料自体に合併特例債の意味を載せたらどうかという話でありますので、そのあたりは、執行部としてはどのように考えられますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。確認でございますが、合併特例債の制度と地方交付税の仕組みを市民に知らしめる方法をちゃんととれということで。でありましたら、以前、特別委員会の中でお出しいたしました資料でございますけども、4月14日の特別委員会ですら資料の中に、地方交付税についてという部分と合併特例債と一般単独事業債の違いについてということを出しておりますので、このページを抜粋して、もう一遍出すということで、別立ての資料として出すということよろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） はい。今、執行部、谷脇課長のほうから説明がりましたが、委員各位の御意見を伺いたいと思います。

これに追記するような形で、その資料をつけたらどうかということではございますが、御意見を伺いたいと思います。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 市民全体としてはですね、まだこういう認識ちゅうのがしっかりは深まっていないと思いますから、ぜひ明記をしていただければというふうに思っております。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。合併特例債を使うというのは、この委員会、特別委員会の総意ですんで、いいんじゃないですか、載せてもらってるほうが。

○委員長（前垣信三君） はい。ほかに御意見ございませんか。

はい、橋本隆一委員。

○委員（橋本隆一君） はい。あわせて、今の中に、地方交付税の意味っていうものも入っているということに理解してよろしいんでしょうか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。はい、地方交付税の内容も入れたいと思います。（委員橋本隆一君「はい、よろしくお願ひします」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 関連でよろしいですか。今の合併特例債の制度と交付税の仕組みをセットですと、しっかり明記していただかないと、市民の中には、そもそも合併特例債ですと、制度自体も否定されるような考え方であったり、何かそういう、こう、一部誤解されているような文言なり、そういったものを見られた方から、いろいろと、疑問であったり、問い合わせであったりあつとるもんですから、ぜひそこはセットで出していただかないと、何か制度そのものを否定するような考えが委員会にあると誤解されると困るので、それはさっき

野崎委員が言われたように、総意ですので、よろしくをお願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。パブリックコメント用にそれを追記していくっていう話で理解しているんですけど、このパブリックコメント自体も急いでですね、市民の方々にこうお出ししていかなばんというところがあって、また、次回、じゃあ、こればそん載せるやつをまたみんなで確認しましょうやって話はもうなかと思うんですよ。

だけん、そこのところはもう、委員長と副委員長にお任せしますんで、内容的なところをですよ。お任せしてよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） 今、委員長、副委員長にというお話がありましたが、皆さん方の御意見で、もしそれでよければ、そうさしていただきたいと思います。

○委員（古嶋津義君） 1点だけ確認よかですか。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（古嶋津義君） ページ、10ページ以降に、私、地元ですからちょっとお尋ねしますが、保健センターのことなんですけど、つくったときですね、使用目的がちょっと違うんです。今は、まあ、緊急事態だからいいでしょうけど、これが、新庁舎が建設になった場合ですよ、例えば、結婚して妊娠されて、子供さんもちょっと母子手帳とか、いろんな配付がありますし、その後、健診とか、いろんなことがございます。そこで、今、合併してからですね、千丁、鏡、泉、東陽だったと思います、そういう方々が全部される。それと、特定健診とかが全部やってますので、その辺にちょっと支障が出るから、その辺のちょっと確認をしていただければと思います。

○委員長（前垣信三君） どなたか、執行部、お答えができますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。鏡保

健センターにつきましては、確かに庁舎を管理する側のほうにも、ちょっと確認させていただいたんですけども、今は、確かにおっしゃられたとおり、被災によりまして、緊急避難的措置として活用させていただいておりますが、従来の目的は、保健センター、要は、妊婦健診でありましたり、乳幼児健診でありましたり、そういうふうなことに使うためにある施設なので、恒久的に、要は占有する、使用だったら、1日、2日、会議に使いますという使用なんですけど、恒久的に占有してしまうというはちょっと支障があるというようなことを担当課のほうから承っております。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。使用目的とかそういうものってというのは、誰が決めるかっちゃう話ですよ。これを管理しているのは市役所でしょう、執行部でしょう。そういった中で、じゃあ、将来的なところを見回したときに、このスペースはこういうふうに使ったほうがいいよねというような話になったときには、そういう活用の仕方を考えるのが役所の役目じゃないんですか。

だけん、私的には、そういうふうには理解して、そこに空きスペースあるんだから、そういう使い方もあるねということで表記させていただいたということなんです。そこは、私はそのまま表記させてもらいたいというふうに思います。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（山本幸廣君） 執行部にちょっとお伺いしますが、今、古嶋委員からのセンターの活用の問題を含めた、あれは補助事業でやってんの。そこらあたり、ちょっと確認させてください。（「起債よ」と呼ぶ者あり）

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。当時、補助事業ではなくて起債事業、要は、地総債、地総債と言った時期があったかと思えます。地方総合整備事業債だったと記憶しております。2001年、これは箱物行政につながったということで廃止になりましたが、それで作られた、起債を利用して建設されているというふうに確認しております。

○委員（山本幸廣君） まあ、それではもう、このままでいいんじゃないですか。今、野崎委員が言われたとおり、活用というのは、いろんな活用ができるという、私は判断しますね。今の説明の中では、はい。

以上です。

○委員長（前垣信三君） はい。今、保健センターの話を含めまして、基本的には、このパブリックコメント、一般の市民の皆さん方に判断をしていただいて、そして、その後、市民検討委員会で審議をなされると思います。最終的には、その審議内容にのっとって基本構想がまとまります。で、それは多分、市長を含めた執行部のほうからの提案だと思いますし、その提案で、最終的にこの基本構想が完成をしたいと思います。

基本構想が完成をしないと、先の基本設計、あるいは実施設計につながらないという、こういった経過がありますので、本日、皆さん方が御審議いただいた内容で、このままの状態でパブリックコメントにかけたいと委員長としては思うんですが、もし御意見があれば、お伺いしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） はい。ちょっと質問も絡めてよかですか。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（野崎伸也君） あと岩本部長にちょっと確認したいんですけど、この一番表紙にですよ、集中型の意見と分散型の意見に分かれましたというのがあってですけど、私は集中型なん

ですよ、考えが。私たちの考えは、岩本部長に以前の会議で問うたときに、聞いたときに、それは集中型の分散方式ですよというような発言をされました。私はずっとその気持ちで、集中型なんです、だから。それをちょっと確認したい。

○財務部長（岩本博文君） はい。今、野崎委員から、集中型の分散方式という発言があったということなんですが、私は、本庁方式の中に集中型と分散型があると。（委員野崎伸也君「本庁方式の分散型」と呼ぶ）はい。だから、集中型の中には分散型はない。あくまでも本庁方式の中で、集中でいたり、分散でいたりとかという方式がある。（委員野崎伸也君「本庁方式の分散」と呼ぶ）ということで申し上げました。

○委員（野崎伸也君） 済みません。わかりました。私の内容が、記憶が間違っただけということで、このままで結構かと思えます。

で、もう一つなんですけど、もしですよ、ちょっと、今、この内容ば確認した中で、ちょっと文言的にちょっとこれはちょっと何かいかぬというのがあったんですけど、そこの修正は今できますか。

○委員長（前垣信三君） それは、あ、済みません、それは、この右側の部分についてですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） 提案者からの意見ということでよろしいんですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい。指摘をされてみてください。

○委員（野崎伸也君） いいですか。10ページなんですけど、下から、右側の下から1、2、3、特別委員会意見3というところですね。で、保健センターの空きスペースを十分に考慮し、新庁舎の面積や規模を決定して、し

が2つ来るもんだいけん、どうも読みにくいというのがあったんで、十分に考慮した上で、新庁舎の面積や規模を決定しというふうに変えたんですけど、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） それは、今の提案者からの意見ですが、もし執行部がそれでよければ、そのように訂正をお願いしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） 済みません。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） あとは何もございません。

○委員長（前垣信三君） それではお諮りをいたします。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員、どうぞ。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 質疑でしょう。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（成松由紀夫君） はい。まあ、この10ページなり、15、20、いろいろそれぞれあるんですが、将来的であったり、想定といったところで、少し何かこう、市民の皆様が誤解されるような表現があるんじゃないかなというのはあるんですが、それはそれとして、もう委員会、委員会意見ということで考え方はいろいろありますのでいいんですけども、ただ、将来、想定とか云々とかいう中で、行革による職員の削減方針であったり、将来の展望、現在の状況云々というところで、職員の削減方針部分も含めたところですよ、行革の立場から、何か、今、どういう、その辺が状況なのかだけを少し、1点、確認だけをしてほしいです。

○委員長（前垣信三君） どちらへ確認をするんですか。

○委員（成松由紀夫君） 行革。いや、この間、市長も何か、熊日のところで言われてたところもあるので、企画の中で今言える、例えば将来の展望とか、行革による職員削減方針っていう文言が出てきてたのですね。そこがやっぱりいっちゃ確認しとかんと。

委員会意見2の中で、要するに文言として、行革による職員の削減方針っていう文言が入れば、当然、企画も、いつも、答弁がよくわかりませんが、前向きに云々とか、今考え中ですよというようなニュアンスの答弁なんで。そこは少し、今の状況ぐらいは確認をしとかないと、なかなか、市民が誤解されたり、ちょっと惑われるようなことになってはまずいのかなと。現状でよろしいですよ。

○企画振興部長（福永知規君） 企画振興部福永でございます。

今、ございました行財政改革による職員の削減方針を明確にして取り組むこととする、この部分だと思います。

で、済みません、今現在、行革大綱をもちろんつくって、それに沿ってやっておりますけれども、行革とは、単に人員削減の話だけではございません。組織、それからサービス、全てを含んで、総体的にこれは進めていかななくてはならないものですから、単に人員削減だけを突出して、こういうふうなやり方をしますというようなことでは位置づけておりません。

ですから、繰り返しになりますけど、全体的に、我々がサービスを提供するに当たって、安定的に提供するに当たって、どのような姿が必要かというのを、随時、やはり見直しを行いながら、組織からサービス内容、そういうものを総合的に検討して、推進してまいるといようなことが、済みません、現時点で言えることでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。まあ、そうい

うことなんでしょうけれども、行革による職員の削減方針を明確にという言葉が入ってしまったときに、やっぱこの間から言うように、なかなかその根拠がない場合がですね、市民の皆さんも、パブリックコメントで言われると、これはもう、職員さんたちが少子化に伴って減っていくとばいということは想定されてはいても、やっぱり少し誤解が出てきたりするとあれなのかなと思ったので、お尋ねしたところです。

以上です。

○委員長（前垣信三君） それでは、進めたいと思います。

この皆さん方に御提示を申し上げました基本構想案、まあ、これが（パブリックコメント用）という訂正を含めまして、このとおりの一般の市民の皆さん方に提示をしたいということで進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい、ありがとうございました。

異議なしということですので、執行部におかれましては、先ほどの一部訂正があった部分について訂正をいただいて、パブリックコメントにかけていただきたいと思います。

で、委員長からお尋ねをいたします。

パブリックコメントにかける場合を含めて、今後の日程的な何かお話ができますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。ありがとうございました。今のを踏まえて、訂正していきたいと思います。訂正してからお出ししたいと思います。

と、日程につきましては、今後、こういうことがありますということを議会の委員会の皆様方にもわかっていただきたかったものですから、ちょっと簡単にまとめておりますので、ちょっと今から配ってよろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） はい。どうぞ配って

ください。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） それじゃあ、委員長に確認していただいて。

○委員長（前垣信三君） はい、はい。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） その間にちょっと1個だけ、きょう、資料1、2、3とお出ししました。で、正直、きちっとその文章を打ち込むように頑張ったんですが、多少、原案のほうに誤字があったりとかしとって、私が読み上げるときに幾つか見つかったみたいですので、そこら辺の訂正は、私どものほうにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい。（「意味の変わらぬならよかです」と呼ぶ者あり）今、執行部からの提案の書類を確認をいたしましたので、皆さん方のお手元に配付をさせます。

（書記、資料配付）

○委員長（前垣信三君） はい。それでは、執行部から説明を求めます。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今回、一応、パブリックコメントに出してもよろしいという許可を受けましたので、パブリックコメントに出します。

こちらのほうが、まず最初にする作業でございまして、約1カ月程度、最短でも20日間はしたいと思っております。で、すぐに準備に取りかかっていきたいと思っておりますので、来週早々には始めたいと考えております。

そして、その後が市民検討委員会、こちらはパブリックコメントの御意見あたりと、これまでの議論の中身を御説明しまして、中身のほうをもう一遍見ていただくというところで考えております。こちらが1回で終わればいいんですが、ひよっとすると2回かかるかもしれませんので、一応、2回程度（予定）としております。

そして、その後に本特別委員会のほうに、執行部側から出します最終的なこの市民検討委員会が作成しました基本構想の案としましてお渡し、お示ししたいと考えております。

それがうまく了解されますと、議会によりまして、設計業務委託の予算の承認をいただきたいと考えております。

その後、初めて設計業務委託の業者の選定にかかるわけですが、その業者選定も募集から始まりまして、1次審査、2次審査、やっていきますと、約3カ月ほどかかります。

そして、やっと契約が整うということになる予定でございます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） はい。今、谷脇課長より説明がありました。

1番につきましては、20日ないし1カ月程度、単純に見ますと、今月いっぱいぐらいがめどかなと思います。

あとは、2番の市民検討委員会1ないし2回というのは、間をあけて開催をされると思いますが、この期間はどれぐらいになりますか。

（「7月いっぱい」と呼ぶ者あり）

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。約2週間程度を考えております。（「ここが2週間」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 2週間後に、今度は執行部として特別委員会に提案をなさる。つまり、まとめる期間はどれぐらいかかりますか。

谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。約1週間ぐらいだと思います。

○委員長（前垣信三君） はい。今、執行部の説明によりまして、今月いっぱいパブリックコメント期間であろうと。その後、2週間で市民検討委員会、そして特別委員会に提出するまでの執行部案が1週間としますと、7月の中旬には、基本的には特別委員会に提案がなされる

というような日程の話ではなかったかと思いません。

そうしますと、それから設計業務等の委託関係で議会に予算審議を諮られることとなりますが、単純にいけますと、9月議会になりますよね。単純にいけますとね。で、単純にいつ、それから、予算が通ったとして、3カ月間。ちゅうことは、12月までに設計業務委託で選定がなされるというような見通しで構わないんですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。単純に、今、ということで、委員長申し上げられましたとおり、普通に、単純にいけば、9月議会の提案というようなこととなりますが、うまくいった場合、本当に承認をいただいて、うまくいった場合で、今、おっしゃられたような形になります。12月に議決を仮に、——いや、9月に受けた場合に、12月にやっと決まるのかなど。1月にやっと契約できるのかなということになりますので、そうなりますと、これまで申し上げてまいりましたスケジュール的に、かなり32年度の工事がタイトになるということと、今回、被災いたしましたことによりまして、耐震に対する考え方といたしますのが、やはり時間と金はかかってもこっちがいいよという話がきっと出てくると思います。その際に、多分、このスケジュールですと厳しいということは御理解いただきたいと思います。（「時間と金が厳しいって」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい。今の日程の説明について、どなたか御質問ありますか。

○委員（橋本幸一君） 前回、耐震にやった、免震か。免震にした場合、4カ月かかるというのがあったですよね。それが反映する、結構、基本設計から入ってくるわけですよね、それやればですよね。

ということは、12月っていうことは、でき上がる、結果的には、その許認可だけでも厳し

いって、そういう捉え方しとってよろしいんですかね。（「大臣決裁だろうけん、橋本隆一議員に任せとけば」と呼ぶ者あり）

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 新庁舎建設課の辻です。よろしくお願ひします。

先ほどの耐震の内容が、例えばですが、免震になった場合ということで、前回の特別委員会でお話ししましたときには、まず、手続上、評価というものを受けて、それが2カ月程度、で、その後、大臣認定を受けるので4カ月程度、その後、建築確認、計画通知と言われるものを行う。それがなければ、着工ができないという法的な手続になります。

で、その後、免震構造の場合は、山の掘削が地下1階分程度必要になってくるということで、山どめ工事とか、掘削とか、そういうものがありますもので、地下1階分、まあ、2カ月以上の工期が延びると考えております。

そういうものを全体的に考えますと、工期的にはかなり厳しいものであると認識しております。

以上です。

済みません。6カ月というのは、手続です、ね、このままやっても6カ月程度は必要かなと思っております。

で、あと、施工のほうが若干延びてくるというのがありますので、全体でいくと、かなりのものになるのではないかと考えております。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございますか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今、谷脇課長の説明の中で、ちょっと聞き損ねた部分がちょっとあつとです。時間と金がかかってもこちらがいいですよという案が、話が出てくるというふうに私は聞いたんですが、もしそうでなかったら、——そうだったら、その根拠というのを教えて

いただきたい。何かそんな話も今さしたと思うとです。ちょっと耳にひっかかったんですが。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。済みません、私、時間と金と申し……。要は、「って言ったもん」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっと言葉、また足らずだったかと思いますが、「多かったい」と呼ぶ者あり）はい。要は、耐震っていうものに対しまして、市民の皆さんもやはり、かなり認識なさっているかと思しますので、今申しましたように、免震ということになれば、その部分というのは、その必要性が言われた場合は、その分、設計にしろ、確認にしろ、時間がかかると、施工にしろ、時間がかかるということを申し上げたかった次第です。

○委員長（前垣信三君） はい。委員長から執行部に確認をいたします。

平米50万というのは、どういった構造で見込まれておるのか。免震でなかった場合には、免震ですと価格が上がりますよね。そのあたりを含んだ平米50万ですか。そうじゃないと、また、金額がぐっと上がってきますよね。そのあたりはどうですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今の50万には、一応、免震を想定しての金額でございます。

○委員（亀田英雄君） 私の質問の続きなんですが、谷脇課長、そこにはパブリックコメントで出てくる話でしょうけん、そこは課長がコメントする場合じゃ、とこじゃなかつたと思つとです。そういうのは、何かこう、先入観と申しますか、そげんとば交えてここで言うべきことじゃなかつたと思つとです。以後、話、私の偏見なら偏見と言うてもらえばよかばつてんが、違えば、ここで訂正ばしていただきたいと思つとです。

○委員長（前垣信三君） ただいまのは、谷脇

課長の個人的、私的な意見が入ってないかという話ではないかと思うんですが、そのあたりは、谷脇課長、どうですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。費用がかかってもという言葉に私の思い入れちゆいますか、偏見が入っていたというふうに解釈してお答えすればよろしいのでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 何も思わぬば、してもらわぬでん、もう結構です。私はそこに、谷脇君の、何かこう。何かひっかかったもんですけん、話をしただけであって、おかしか、これ、後は市民検討委員会とかでパブリックで判断されることですから、そこに何かこう、意思を持ってそのように発言されることじゃないかというふうに考えたものですから、発言させていただきました。

谷脇君にその意思がなければ、もう結構です。

ようございますか、続きで。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 委員長のさっきの話で、基本構想ができなければ前に進まないという話をされたと思います。で、これを見るとですよ、基本構想を策定するに当たっては、市長の判断材料となるのはパブコメと市民検討委員会の2つだというふうに私は思うんですが。で、基本構想ができてくるのは、その2つによって出てくると。

で、特別委員会も案は出したんですが、特別委員会の方針とか意見というものをどこかにつけて出すべきじゃなからうかと。その市長の判断材料にですよ。そうしなければ、特別委員会の存在意義もないし。ここで決定するという話じゃなくて、特別委員会はどうか考えているんだということを、市長の判断材料として提出することが必要じゃないかというふうに私は思うんですが。

そのことについては、皆さん、どう思われるかは、委員長はどう思われるかというふうに、提案なんです。

2つ、パブコメと市民検討委員会だけでいいのかと。せっかく議会の特別委員会をつくったんですけん、そこには何らかのですよ、判断材料になるべきものを市長に示すべきではないかというふうに考えたものですから、今、提案させていただきます次第です。

○委員長（前垣信三君） 委員長として申し上げますのは、今、この資料自体、きょう皆さん方、お配りした内容が、特別委員会からの意見という形で載つとると思うんですね。で、これを踏まえた上で、最終的には、市長、執行部がどういう形でこの特別委員会に提案をされるのかと思います。

ですから、市長提案の中に、この特別委員会の2案、3案が反映されてくるかどうかが一番問題だと思うんですね。

で、もう皆さん方は、既に執行部に対しても、市民に対しても、パブリックコメントで意見を述べられておりますので、あとはパブリックコメントを聞いた市民の方と、あとは委員会の方、そして、それを踏まえた上で、特別委員会の意向を踏まえた上で執行部が提案をなさるのかなと、私としては思います。

ですから、それが出たことで、皆さん方がどういう形にするかは、また特別委員会でいろいろ審議をしなければならないと思いますので、形としてはこれで、まず市民の御意見を伺う、そして、検討委員会の御意見を伺う、それに皆さん方の意見が右側に載っておりますので、これも踏まえて、市長及び執行部がどういう形、方針を出されるかだと思います。私の意見としてはですね。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 確認してもらってよかったですか。

○委員長（前垣信三君） はい。

執行部、私の、今、説明のとおりで何か反論がありますか。（笑声）これが一番いい話でしょう。

はい、岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） 今、委員長がまとめられたとおりでよろしいかと思えます。

○委員（亀田英雄君） 私は委員長に反論すつとじゃなかつですが、パブコメの結果は結果、市民検討委員会の結果は結果としてですね、特別委員会もやっぱその結果というのを市長に判断材料として、意見はこのパブコメの中で両論併記、ここが一方の意見ならよかつですが、両論併記ということで、相まむるごとしとると言われれば相まむるごとしとる。特別委員会の意思はどこにあるのかと。

そんな中でですよ、意見は併記しながらも、こうだったんですよという判断材料を市長に附帯するべきだというふうに考えつとですよ。せんば、特別委員会の意義がないと考えるものですから、あえて、重ねて、反論するわけじゃないということも含めてですね、重ねて委員長に申し上げたいんですが、特別委員会の意思というのは、何もかんもできた後で、またここをひっくり返すとかというようになるよかですよ。前に進むためには、ある程度、こうなんですよという話を先にしとったほうが基本構想にも反映されるって、早目に反映されるっでしょうし、そんなほうが、かえって早く基本構想が上がるんじゃないかなという気もせんでもなかつですよ。

で、その辺も鑑みてみて、皆さんで決定いただけたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） 亀田議員が言われんとせんところもわからぬじゃないんですけども、要するに、これ、まだ合併特例債の期間というものがやっぱりどうしてもある中でのこの

スケジュールですよ。まだ何も、災害関係とか云々というものの確証もない。そういう中で、とにかく手順としてやっていこうということだし、このパブコメと市民検討委員会の中で、やっぱ市民の皆さんの意見をしっかり傾聴した上で、その上で、また特別委員会にも諮ってこられるわけだし。

市長は、特に、今の特別委員会をないがしろにするとか、多分、注視して、しっかり聞いておられると思うんですよ、副市長も執行部も含めて。で、随時報告も上がってるだろうし、そこにあえて云々ということは、もう正副委員長が、例えば、もう報告に行かれるなり何なりという話だと、またあれなんでしょうけども、そこをあえて、附帯意見だ何だっということよりも、もう市民の皆さんの、今、被災してですね、困ってる市民の皆さんの意見をまず傾聴すること、拝聴することが、一番の大義であって、特別委員会が、今、無意味かっていったら、決して無意味でもない。

で、両論併記と。これも苦渋の選択の中で、本来であれば、この間、野崎委員が言われたように、特別委員会はこうなんだよということをやるのが慣例なんでしょうけど、その中での両論ということがある中で市民の皆さんに諮るわけですから。特別にどうってということは、執行部から求められれば、正副委員長が報告に行かれるというようなことでよろしいんじゃないんですかね、その経緯は。しっかり御存じのはずだと、執行部は思うんですけど。さっき委員長が言われたような流れでいかれたほうが良いと私は思います。

○委員（亀田英雄君） 特別委員会もという話も、ちょっとじゃなかつですが、我々は民意を反映してですね、選挙を上がってきて、その民意を反映する議員と。その責任としてここで発言するわけですから、そこはもう、最大尊重していただきたいと。特別委員会が尊重じゃない

という話はないというふうに思います。

で、早急に進めんばんという意味でもですよ、特別委員会はこちらなんですよということを市長にしっかり認識していただくことが、先に早く進めることになるというふうに私は考えます。

だから、特別委員会の意思は意思として、パブコメには併記してもですよ、特別委員会の意思はここにあるんですよということを強く市長にしたほうが、進むんじゃないかなというふうに考えるものです。

○委員（山本幸廣君） 今、亀田委員が御発言された中で、執行部、説明しましたけど、委員長、パブコメから市民検討委員から、次の特別委員会に移ってくるんですよ。その報告っていうのが。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（山本幸廣君） そこでは、やっぱり特別委員会のやっぱり意思の中でですね、私は議論をし、そしてまた、それを総合的に特別委員会としてですね、一つのやっぱり成案と言うといけませんけども、まとめて、それに、執行部に特別委員会が提案をするという、その形は、この特別委員会の意思の、先ほど谷脇君が言うたように、日程はずっと時間を、委員長が言われたように、調整してあるわけですから、特別委員会で検討するのが、そういう検討の仕方でもしていただきたいと私は思います。はい。

何か時間が長くなるとか、そういうことはありませんからですね。

○委員（野崎伸也君） 亀田委員が言われた、まあ、山本委員も言われたんですけども、やっぱりその意見というのがですね、私も同じ意見なんですよ。前回の会議のときも、絶対に特別委員会の使命として、一つの方向性を示すべきだというような話をさせてもらったんですけど。

で、パブリックコメントの両論併記もですね、納得はいかぬだったばってん、早く進めたいというような思いがありましたんで、そこは、それでいいよというような話にこの間はさせていただいたんですけども。

そんなときも確認したと思うんですけど、もう一回、ちょっと確認をしたいんです。前回、スケジュール的なものば、パブリックコメントに向けてのですね、基本構想策定のやつでいただいたと思うんですが、そののところでは、報告は、市民検討委員会にも報告しますよ、パブコメの後ですね、報告をしますよ、で、この特別委員会にも報告をするんだというような表記があって、その下に、最後に基本構想ができるんですっていうような話になっておったと思います。谷脇さんがやらしたとがですね。

だけんが、そこで、多分、私は1回そこでも確認したと思うんですけども、もし仮にパブリックコメントが上がってきて、そして、市民検討委員会で検討をして、それが、もうたたき台ちゅうか、まだたたき台って出てくっだろうと思うんですけども、それを上げられたと。で、この特別委員会の中で、じゃあ、成案をつくれっていう意味なんですか。

違うというふうな、この間は話をされた。ここで、私たちがつくるのは成案じゃないはずなんですよ。市長に対しての御提言をつくるという話だと思うんですよ。最終的に決めるのは執行部であり、市長なんですよ。そこまで議会ができる話じゃないんですよ。

だけん、こん書き方もですし、スケジュール的なものも、何かちょっと納得いかぬ部分があったとですたいね。早く進めたいというのであれば、それは自分たちもやっぱり考えないかん、この特別委員会のやり方も。

ということで、私は、亀田委員が言われたように、この中での特別委員会の決定、こういったたたき台、基本構想をつくりましたと。どう

か、市長、執行部におかれては、これを御検討していただいて、成案をつくってくださいというような提案をするべきだと。それが趣旨だと思うとですよ。

だけん、市民検討委員会とかから上がってきたのが、ここでまたもみますよという話になったら、またそれぐちゃぐちゃになりますから。まとまっていかなぬでもん。

○委員長（前垣信三君） はい、よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 早く進めたいのであれば、このやり方はちょっとやめたほうがいいと思います。

○委員長（前垣信三君） 市民検討委員会から上がってきたのを、ここでは検討はしないんです。（「報告だけでしょう」と呼ぶ者あり）はい。基本的には、最終的に提案をされるのは市長側ですから、この委員会の意見も含めて、そして、パブリックコメントあるいは市民検討委員会の意見も含めて、あとは執行部が判断をなさる。（「うん」と呼ぶ者あり）そして、こゝへ提案をされるんだと。

ですから、皆さん方に確認をしていただきたいんですが、基本的に決めるのはこの特別委員会なんです、最終決定するのは。そして、議会に諮って、全会で決めるんですけども、最終的に決定するのはここなんです。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

ですから、それは、市長提案が上がってきた後で、皆さんの委員会に諮ればいいことですから、今回は、この委員会で、例えばの話、集中型にする、分散型にするという意見が、この委員会の意見だというまとめ方ではなくて、委員会としてはこういう意見があるということ考えた上で、執行部が提案をなさると私は思います。

ですから、この委員会としてはどういう形という決め方でなくて、既にここで皆さん方の

意見がいっぱい載っておりますので、これを踏まえて市民検討委員会をなさる、パブリックコメントもいただく、で、最終的には、そのいただいた市民検討委員会の内容がいいかどうかの話ではないんです、委員会は。それを踏まえて、執行部が提案をなさる。その提案がいいかどうかの判断がこの委員会だと思うんですね。

ですから、今回は、今、この委員会としての一つの方向性とおっしゃるんですが、それは、ここに皆さん方の意見は列記をされていますから、これを踏まえて、市長が判断をなさる、執行部が判断をなさると私は思います。

私の意見に反論があればどうぞ。

○委員（成松由紀夫君） この間、委員長が、——今、言われた話でいいと思います。とりあえずもう進める中で、パブコメ、市民検討会、で、このスケジュールでですね、少しでも早く進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員（増田一喜君） 先ほど委員長が話された、それでいいんですけども、一つちょっと確認したかですね。結局、今、意見いろいろ出ました。そして、ここに意見として、左側、右側に書いてありますけども、結局、パブコメとか検討委員会に出す場合の報告としては、その中で決まったら、この、もし右側に書いたやつが、ああ、これ差しかえないけんというような状況になったときには、これ、差しかえして、また次のあれに出すちゅうことなんですかね。

それとも、ただ書いただけよという形で、最終的に出す報告書は、そこも踏まえて、こっちの左側のやつだけですよねちゅう話じゃなかつと思うとすばってん。結局、ここの右側を、こっちに決まれば、皆さんの意見がそっちに決まれば、そっちのほうを差しかえてくちゅう、そういうことで考えていいんですかね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今、

増田委員おっしゃられたとおりでございます。意見をパブリックコメントに、今回、議会なり委員会からの意見をいただいた。それを市民の皆さんがパブリックコメントで見られた。そのパブリックコメントで見られたら、また御意見が出ます。その辺を踏まえて、市民検討委員会にこんなのが、今、こういう意見もございましたがどうでしょうかということで御提案して、もう、いいところは取り込んでいって、最終的に出すということになっております。

○委員（成松由紀夫君） 今、ちょっと済みません、聞くのを忘れとったんですが、少しでも早くの中でですね、例えば、この予算審議、4番目になったときに、これは、例えば臨時会とか、通常でいけば9月だとおっしゃられましたけれども、例えば、少しでも早くということで、8月とかの段階で臨時とか、そういうことは考えられるとですかね。

○委員長（前垣信三君） はい。私としては何とも申し上げられませんが、（笑声）執行部がどういう判断をなさるかです。（「いやいや、執行部です」と呼ぶ者あり）はい。

はい、岩本部長。（「できるのかできないのか、対応が」と呼ぶ者あり）

○財務部長（岩本博文君） 市長提案権になります。代弁して申し上げられませんが、（笑声）気持ちは皆さん、十分、おわかりになっているかと思います。

○委員（村上光則君） いいですか。今、いろいろ議論がありましたけれども、そのパブコメ、検討委員会というふうなことがあります。私たちは専門委員会ですから、もうこういうのをしよればですね、長くかかるものですから、もう早くつくろうという気持ちはみんな一緒ですからね。だから、もう、この専門委員会です。もう早く結論を出したいと私は思いますけど、そういう進め方をしてください。時間が大分かかってでしょう。

○委員長（前垣信三君） 専門委員会というのは、これの特別委員会のことですか。

○委員（村上光則君） 特別委員会です、はい。特別委員会は特別委員会で、もう結論を早く出すように、そうすつと、もう皆さんが考えておるように、早く庁舎がでるでしょう。

パブコメも検討委員会も大事でしょう。ばってんが、私たちはその中で特別委員会の専門委員会ですから。私たちもちゃんと決定は決定で早くしたほうがよかつじやなかですか。

○委員長（前垣信三君） はい。非常に意見としては同感するところもあるんですが、基本的には、やっぱシステムだもんですから、なるべくそのシステムを早い段階で皆さん方の理解を得ながら協議をして進めなければならないと委員長としては思います。

ですから、一部市民の中では、パブリックコメントはインターネット掲載だから、自分たちの意見はどう反映するのかという話も聞かぬではありません。

ですから、そのあたりは今後の課題とは思いますが、何しろ、今、皆さん方が御同意いただいた内容のとおり、まずこれをパブコメに出したい。そして、その後、市民検討委員会にお諮りをしたい。そして、最終的な基本構想案を執行部から出していただきたい。それをどういうふうにするかは、また皆さん方で御協議をいただくということの道筋かと思います。

それでよろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） いや、待ってください。

○委員長（前垣信三君） はい、はい、どうぞ。はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） さっきも言ったんですけど、最終的にまた執行部がつくってから、岩本部長、またつくってからです。1週間かけてつくるわけなんでしょう。そこは成案で、またもんでくれっていう話ば、ここに持ってくる

つとですか。

そやんことしたら、さっきも言ったばってん、またぐちゃぐちゃになるって言っとっじゃないですか、だけん。進まぬごとなるて、ここでまた。だいけんが、自分たちは自分たちの案ばつくって投げたほうがいいという話なんですよ、絶対。だって、同じじゃないですか、またここに戻ってきたら。今やってることと。

○委員長（前垣信三君） いや、野崎委員がおっしゃるのもわかるんですが、基本的には、基本構想をまとめてやいかん。基本構想をこういうふうにまとめましたという、執行部側からの提案だと思うんですよ。

で、そこの中身は云々じゃなくて、それは出た段階で、皆さん方で審議をすればいいんですから。

○委員（野崎伸也君） 審議をするというのがわからぬとですよ。だって、自分たちが決定権はないんですから、それは、そこの。

○委員長（前垣信三君） ですから、その…

○委員（野崎伸也君） おかしかですよ、だって。

○委員長（前垣信三君） 基本構想が、極端な話ですよ、集中方式にする、あるいは、もしかすると、分散方式にするという提案がなされるかもしれません。

○委員（野崎伸也君） なると思いますよ。

○委員長（前垣信三君） それは、出てみないとわかりません。あとは、どういう執行部が判断をされるかだと思います。

ですから、執行部が出された判断に対して、納得がいかなければ、また皆さんで討議なされればいい話ですよ。（「そやんなつと、また…」と呼ぶ者あり）基本的には、基本構想を終わらせないかんわけですから。

○委員（野崎伸也君） いや、同じ……。また堂々巡りになつとですたい、また。同じやり方

だもんで、これ。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、委員長、システムと言われましたが、やっぱりちゃんとした手順というのが、これまでの手順なんです。システムなんです。やっぱり、それを、今、委員長が言われたとおり、私はやっていただいて、進めていただきたい。

それは、まずパブコメにすぐ出すという、そして、それをまとめてもらう。これから、これが、今の、どれだけ早くできるかということが私は課題かと思っておりますので、まずはそれから行くべきと思います。

委員長、お願いいたします。（「絶対決めたほうがよか」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） はい。私は決をとっていただきたいということを申し上げて、もう委員長の全体の配慮だろうというふうに思っておる次第なんです。そうであればですよ、もしよければ、委員長の意思をですよ、委員長の意思というか、この会の今の模様を委員長、副委員長で執行部に直接申し入れていただきたい。こうだったんですよ。だから、両論併記したんですよ。市長が聞いてんなるかもしれないですよ。直接申し入れていただいて、尊重してくれんかいと、いただけませんかというような、何と申しますか、申し入れという形でしていただける、何かその辺で折衷案ばとっていただけんかなというふうに思うんですよ。

せんば、聞いてつただもんなという話でもですよ、わからぬじゃなかですか。特別委員会の模様はこうだったんだよ。だから、これが出たんだということを、強制力じゃなかつたが、意思を持ってですたい、こういう形でまとめたんだよという形にせんば、どうして、何なつとなからば、手はおろしやならぬですよ、今。

○委員（古嶋津義君） はい。一番大事なこと

は、パブコメで市民の声を拝聴して、それをいかに反映させる。市民の声が一番大事だろうというふうに私は思っております。

そういう中で、手順を踏んでですよ、先ほど委員長が言われたように、そこまで行って、市民検討委員会、その後はどっちみち市長の政策判断ですから、その中に、この特別委員会の議論した内容等は、執行部からお話はされてあるとでしょうから、その辺を幾らか加味されるか、されぬかわかりませんが、その辺のところは十分に配慮をしていきなっとかなと私は思っております。

で、まあ肅々と、このままやっぱり進んで、委員長が先ほど言われたように進めていただくとがいいのかなと。

もうあんまり暇要ると、先ほどもちょっとありましたように、このままプレハブではってかんばんとやなからうかて、そぎゃん思いもありますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員（橋本幸一君） 私は今、亀田委員言われた、その状況をですね、市長なり副市長に伝えるのは、私はそれはやぶさかでもないし、それをすることによって、これが早く進めば、私は何も問題ないと思います。

○委員（山本幸廣君） 委員長、副委員長が行くとか、かれこれじゃあ、それも大事かと思えます。よろしかれば、まとめのときに、市長をですね、特別委員会に御出席をいただいて、私たちのその旨というのをですね、しっかり伝えれば、あとはきちっと執行部の提出書の提案という、これはもう特別な提案があるわけですからね、後については、もう我々は議会でせんといかん。

あるいは、先ほど来、委員長が言われたように、特別委員会でどうしていくのか。最終的には議会で採決に行くわけですから、そこらあたりは一日も早くですよ、私はもう、庁舎はつくるべきっていうのは、前から主張したとおりで

ありますので、執行部もそれだけのことを考えていただければですね、一部の議員が、一日も早く早くじゃなくてから、特別委員会は全員が一日も早く建設はしようということは、これはもう意思の共通はしとるわけですからですね。

そこらあたりをしっかりと、委員長、副委員長はですね、まとめのときに、市長を出席いただいて、そして、パブコメと市民検討委員会のまとめをですね、これは執行部から出てくるわけですから、そのときに同席していただいて、説明を聞いていただければ、まとめのですね。そのような方向で、委員長、進めていただければ大変助かると思いますけどですね。

○委員長（前垣信三君） はい。今、亀田委員ほかから、委員長、副委員長と市長にお会いして、この委員会の意向を説明をしたらどうかというお話がありまして、まだ執行部とは話はしておりませんが、もしそういう機会がいただけるなら、私と副委員長で市長にお会いして、委員会のお話をさせていただきたい。委員会の意向をさせていただきたい。

これ以降は私案で申しわけないんですが、パブリックコメントを出した意見にしる、市民検討委員会の意見にしる、この特別委員会の皆さん、13名、正直言いますと12名の意見にしる、市民全体の総意かなということになると、なかなか私自身は首をかしげる部分があります。

ですから、意見は皆さん方、出していただいて、最終的には市長が判断をなさると。それに対して委員会が、もしくは特別委員会が、もしくは議会がどう対応するかという話になると思いますので、そのあたりを御了解をいただいて、非常に不徳な委員長、副委員長ではありますが、今、亀田委員さんの助言によりまして、少し救われましたので、市長とお会いする機会を設けたいと思いますので、御了解をいただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい、ありがとうございます
ございました。

それでは、ほかにごいませんか。

○委員（幸村香代子君） あ、済みません。前
回の委員会のときに、パブリックコメントをや
るということで、インターネットだというふう
なお話もありまして、いやいや、それではイン
ターネットの環境のある方だけしか見れないか
ら、もう少し広く市民に周知をして、意見をい
ただくという場が必要だろうというお話をし
てました。

で、このパブリックコメントの期間が、20
日から1カ月ということであれば、その期間の
中ですね、市民全体を、市民全員を対象とし
た説明会といったものですね、開催を、2回
ないし3回、——3回は難しいかなと思うん
ですが、1回か2回か、そういう場をですね、設
けていただきたいなというふうに思っています。

で、中身としては、もう同じようにパブリッ
クコメントの中身の紹介ということと、あと御
意見をお聞きするといったところですね、検
討できないかと思うのですが、いかがでしょ
うか。

○委員長（前垣信三君） ほかの、委員さんの
御意見ございますか。

○委員（成松由紀夫君） その市民説明会とい
うの、イメージはどんな感じの市民説明会な
んですか。

○委員（幸村香代子君） 基本的にはですね、
パブリックコメントで出した資料をもとにし
て、今、こういったふうな御意見が出ているん
ですといったところの紹介と、大きくは集中型
か分散型かということだと思えますよ。で、
その意見を集約していただくといったところ
で、基本的には、本当に広く市民の皆さんに、
こういった中身として今、検討が進められてい

るんだといったところを周知をしたいというふ
うに思っています。

○委員（成松由紀夫君） はい。この間、副委
員長がおっしゃられたときに、まさにそこは同
意見で、インターネットだけじゃなくて、やっ
ぱりいろんな意見を、いろんな至るところでと
れるようなことをやっていただきたいと。高齢
者の方とか、やはりパソコンの環境がないとか
ということもあるので、それはぜひお願いした
いとは思いますが、そこについてはまさに同
感で、ただ、市民説明会となったときに、執行
部が多分説明すると思うんですけども、その両
論併記の部分で、執行部が答えられぬ、その原
案の部分だったら執行部は答えられると思うん
ですけども、質疑、多分、応答までになると思
うんですね、住民説明会なら。これはどうい
う意味ですかとか、これはどういうことなん
ですかとか。そういうところで、執行部はどこま
で、これ、説明できるんですかね。なかなか責
任持って答弁というのが執行部は、市民説明会
についてはなかなかできづらいんじゃないかな
と思うんですけども。

執行部、どうなんですかね。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長、関連で
よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、成松委員が、——
同じ考えだいいから、——成松委員が言わ
れたとは、私は前回のとき、私はそれを発言を
しておりました。ですから、執行部として、ど
のようなパブコメをやっていくのかということ
をですね、きちっと説明をしてください。

ネットだけなのかということとはもう、前回の
委員会で、それはだめなんだと言ったじゃない
ですか。ですね。ですから、それについては、
きちっとした整理をして、どのような方向でパ
ブコメをやるのかということではですね、きち
っと明記してくださいよ。説明してくださいよ。

ですね。

それは、アンケートの調査、アンケート方式もあるかもしれない、住民の説明会もあるかもしれない、ね、市民全体をどうやってから、10代から20代、30代、40代、50代、そういう年齢別にどうすんのかということですね、皆さん方がきちっとしたまとめてください。そしてまた報告いただければなど。

委員長、私はそうと思いますが、いかがですか。（委員成松由紀夫君「今、現状で、さっきの。今、山本委員が言われたのも含めて」と呼ぶ）

○財務部長（岩本博文君） はい。やはり説明会は必要であるというような認識はしておりますので、そこは、両論併記ですので、淡々とした説明になろうかと思えます。

で、個別、まあ、執行部で作成した部分についての突っ込んだ質問についてはお答えはできるかもしれませんが、ただ、両論併記の中でも、ちょっと私たちがちょっと関知しないようなところについては、その辺はお答えは差し控えさせていただくというようなところで行かざるを得ないのかなというような思いです。

それと、副委員長が今おっしゃいました、どういうやり方、どう言うのかな、2つか3つとか、1回か2回とか、そこら辺はですね、今、ちょっと具体的にどういう方向でやっていくかなというのは、今、ちょっと計画というか、検討中ですので、何らかの形で、市民への場を設けての説明会というのはしていく予定でございます。（「周知の方法」「そうそう。周知と山本さんが言われたよ。周知の方法」と呼ぶ者あり）校区公民館、支所、出張所に、この冊子といますか、構想を置きまして、それで、また意見を求めるようなところもいたしたいと思えます。各校区にですね、この現物を置いて、そこで、実際の目に触れることができるような形で周知もしていきたいというふうに思えます。

○委員（山本幸廣君） 両論併記ばかりの、今、議論がなされておるんですけども、やはり具体的にどういうのをですね、面積なり、財政、予算なり、そういうのをやっぱり重要箇所、主な、重要な問題だけをですね、私はアンケートでとるとか、全市民、先ほど言った10代、20代、30代とかですね、これを両論併記を見てから左と右を比較しなさいよという、これも大事かもしれんけども、一番大事なのは、今、何かということなんです。財政状況の中でこういう新庁舎をつくるわけでしょう。合併特例債をやっぱし活用しながらということで、ずっと議論してきたじゃないですか。だからこそ、今、市民の方々に問うのは、何を問うたらいいのかということですね、知恵を出して、インテリジェンス出してくださいよ。私たちもそれを参考に出しますから。ですね。

で、委員長、そういうことをしなければ、これだけをですね、見るなんて、我々が今まで見てから、市民の方々がこれなんて、本当、私はわからないと思えますよ。短時間の中で、短期間の中では。

これも大事ですよ。大事ですけども、何かの方法、市民に周知する方法というのは、やはり、どういう部分が一番大事なのかということですね、考えていただければと。

これは要望ですから。（「財政状況たい」と呼ぶ者あり）委員長。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（山本幸廣君） 谷脇課長、どうか。今、私の御提案。（「財政状況ば見らぬばわからぬ」と呼ぶ者あり）

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。まあ、ちょっと、こちらのほうでも検討していきたい。その御意見もちょっと検討させていただきたいと思えます。（委員山本幸廣君「素直ね。亀ならすぐかみつくばってんね」と呼ぶ）
（笑声）

○委員長（前垣信三君） はい。パブリックコメントをインターネット、インターネットを通じてパブリックコメントを市民の皆様には披露し、意見をいただくということだと思いますし、「お願いします」と呼ぶ者あり）形としては、説明会を開かれても、形としてはそういう形かなという。説明をした上で、意見は意見としていただくものは構わないと思います。どういう答え方するかは、その範囲内でしか答えられないと思いますので、それはもうそのとおりだと思います。

ただ、今おっしゃった各支所、かれこれにこの資料を置いてというのも、非常にいい方法かなと思いますので、そのあたりはなるべく早いうちに。

それと、今月はいっぱいあたりがパブリックコメントの期間であるとしてとしますと、その中で、何らかの集会を開くということになりますと、時間も限られておりますので、もし、委員の各位が御了解いただければ、私と副委員長と執行部で細かい詰めをさせていただいて、決めさせていただくということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほど、ちょっと保健センターのことを言いましたが、妊婦さん、お母さんがですね、大変不便になったというお話がございまして、今、ちょうど分散、こういう状況で分散しておりますが、この前ちょっと宿題がありました。そういう苦言といいますか、要望とか届いていると思います。今、罹災証明書の発行などで忙しいとは思いますが、その辺のところはまだ整理してなかつたでしょう。

○財務部長（岩本博文君） はい。次の委員会で、その部分は資料を整えて報告させていただこうかというふうに予定をいたしております。

○委員（成松由紀夫君） はい。この間資料請求しとったやつが、きょう話出とらぬとですけど。（「今言うた」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それが今の。

○委員（成松由紀夫君） 市民の意見……。

○委員長（前垣信三君） そうですね。

○委員（成松由紀夫君） ああ。含まれとったですね。ごめんなさい。

○委員長（前垣信三君） 事前にですね、執行部から相談がありまして、実はまだまとまっていないと。で、議事録を見ると、早急ではないという話でしたから、ちゃんとまとまったらお出ししたいということは事前に聞いておりますので、御了解をいただきたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい、ほかにございませんか。

○委員（村上光則君） 先ほどの説明会をするときは、本市の財政状況から始めてください。始めるようにしてください。それだけは市民に知らせてください。

○委員長（前垣信三君） はい。そのあたりは、副委員長、委員長にお任せをいただきたいと思います。（笑声）

ないようですので、それでは、基本構想（たき台）についてを終了いたします。

執行部におかれましては、スケジュールに従い、建設に向けた事務を進めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） なければ、次回の委員会開催日程について協議を行います。

ただし、パブリックコメントの間に委員会を開いても意味はないかと思うんですが、そのあたりはどんなですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

パブリックコメントの間は休ませていただいて、パブリックコメントが出た後で、また意見を調整をして、執行部と調整をして、皆さん方にお知らせをするという形でよろしいでしょうか。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今、山本委員が言いなつたそんアンケートの内容とかですたい、市民説明会のやり方とかについての説明がもし必要なら招集してください。

○委員長（前垣信三君） はい。わかりました。はい。

今、亀田委員から、日程、内容についての皆さん方に御協議をしなければいけない事態が発生をしましたら、委員会を招集をさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） はい。

はい、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、新庁舎に関する特別委員会を散会いたします。

（午前11時44分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年6月2日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長